

別紙 1

旧豊田中小学校交流拠点化事業支援業務仕様書

1 業務名

旧豊田中小学校交流拠点化事業支援業務

2 業務の目的

本業務は、廃校となった旧豊田中小学校の交流拠点化を目指し、地域住民等の意見を収集して地域実態を把握するとともに、当該施設の活用希望者を可視化する。あわせて交流拠点化の可能性を検証し、施設活用の方向性を策定することを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日まで

4 業務の対象施設

旧豊田中小学校

所在地：下関市豊田町大字浮石 1 1 5 9 番地 1

5 業務の内容

令和 3 年 4 月に廃校となった旧豊田中小学校の活用方法について、地域住民等の意見収集及び実現可能性の整理を行い、次年度に向けた展望を整理する。さらに、次年度以降の事業計画に接続可能なアクションプランを作成する。

なお、業務の詳細は、受託者の提案を基に協議のうえ決定する。

（1）ワークショップの企画・運営

地域及び企業・事業者等による民間ニーズを把握し、廃校活用の方向性を明確化するため、ワークショップを実施する。条件及び課題等を勘案したうえで、実現可能性の高い人物・アイデアを整理し、有効活用の可能性を可視化する。

また、テレワークの推進及び副業人材の育成を図るため、参加者に対してアンケート等を実施し、地域ニーズを把握する。

(2) 廃校活用希望者等への個別ヒアリング

ワークショップ等を通じて抽出された廃校活用への参画希望者を中心に個別ヒアリングを実施し、要点の整理及び記録化を行う。

(3) 他地域の廃校活用事例収集及び情報整理

他地域の優良事例を収集し、整理・分析を行う。あわせて、当該施設において留意すべき事項等を踏まえ、実現可能性を検討しつつ、具体的な運用イメージを得るためのアイデア整理を行う。

(4) 廃校活用の方向性の検討

(1) から (3) までの結果を踏まえ、当該施設の活用に関する基本的な方向性を検討し、次年度以降に向けた事業計画を策定する。

6 業務完了報告書等の提出

受託者は、ワークショップ、個別ヒアリング、他地域事例の収集・分析その他各業務の実施後、遅滞なく、当該業務の実施内容及び成果が分かる資料等を提出すること。

また、全ての業務完了後、遅滞なく、各業務の実施内容及び成果を総括した業務完了報告書を提出すること。

なお、納品形式は、電子データ（PDF 及び編集可能形式）を基本とする。

7 特記事項

(1) 受託者は、本契約に定める義務の履行に伴う個人情報の取扱いについて、別紙 2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(2) 本業務のうち、しものせきエコマネジメントプランに基づく環境に関する特記事項は、別紙 3「特記仕様書（環境編簡易）」のとおりとする。

(3) 本業務のうち、下関市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 42 号）による措置については、別紙 4「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」のとおりとする。

8 その他

(1) 本業務の履行に当たっては、契約締結後速やかに、事業計画書（工程表を含

む。) その他必要書類を作成し、下関市に提出しなければならない。事業計画書に基づき、事業内容の詳細及び業務スケジュールについて協議を行う。

- (2) 受託者は、業務を円滑に遂行するため、随時下関市と連携し、業務の進め方、進捗管理、成果報告等について情報共有を図ること。
- (3) 受託者は、業務期間中及び業務期間終了後において、業務上知り得た機密を漏らしてはならない。
- (4) 受託者は、本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承認を得た場合は、この限りでない。
- (5) 書類の作成に当たっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）を使用しないこと。
- (6) 本仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合は、その都度、下関市と協議するものとする。